

第130期 中間決算公告

2020年12月22日

水戸市南町2丁目5番5号
株式会社 常陽銀行
取締役頭取 笹島 律夫

中間貸借対照表（2020年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,645,118	預 譲 性 預 金	9,394,243
コ ー ル 口 一	11,660	コ ー ル マ ネ ー	146,991
買 入 金 債 権	4,612	売 現 先 勘 定	20,003
特 定 取 引 資 産	10,792	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	89,095
有 価 証 券	2,728,395	特 定 取 引 負 債	117,744
貸 外 出 為 替 金	6,856,319	借 用 金	1,610
そ の 他 の 資 産	12,447	外 国 為 替 借 債	1,924,014
そ の 他 の 資 産	74,147	信 託 勘 定 債 権	530
有 形 固 定 資 産	74,147	そ の 他 の 負 債	1,325
無 形 固 定 資 産	72,900	未 払 法 人 税 等	35,224
前 払 年 金 費 用	7,637	リ ー ス 債 務	1,985
支 払 承 諾 見 込 金	7,024	そ の 他 の 負 債	1,084
貸 倒 引 当 金	13,664	退 職 給 付 引 当 金	32,153
投 資 損 失 引 当 金	△ 34,678	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	7,286
	△ 291	ポ イ ン ト 引 当 金	1,823
		偶 発 損 失 引 当 金	149
		繰 延 税 金 負 債	1,046
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	24,395
		支 払 承 諾	7,966
		負 債 の 部 合 計	13,664
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	11,787,116
		資 本 剰 余 金	85,113
		資 本 準 備 金	58,574
		利 益 剰 余 金	58,574
		利 益 準 備 金	362,267
		そ の 他 利 益 剰 余 金	55,317
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	306,950
		別 途 積 立 金	1,079
		繰 越 利 益 剰 余 金	222,432
		株 主 資 本 合 計	83,439
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	505,955
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	104,917
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 205
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	11,965
		純 資 産 の 部 合 計	116,677
資 産 の 部 合 計	12,409,748	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	622,632
			12,409,748

中間損益計算書 (2020年4月 1日から
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		66,500
資 金 運 用 収 益	44,602	
(うち貸出金利息)	(30,199)	
(うち有価証券利息配当金)	(14,054)	
信 託 報 酬	12	
役 務 取 引 等 収 益	12,399	
特 定 取 引 収 益	129	
そ の 他 業 務 収 益	449	
そ の 他 経 常 収 益	8,906	
経 常 費 用		45,280
資 金 調 達 費 用	2,035	
(うち預金利息)	(739)	
役 務 取 引 等 費 用	3,815	
そ の 他 業 務 費 用	363	
営 業 経 費 用	31,978	
そ の 他 経 常 費 用	7,087	
経 常 利 益		21,220
特 別 利 益		27
特 別 損 失		738
税 引 前 中 間 純 利 益		20,509
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,613	
法 人 税 等 調 整 額	△ 471	
法 人 税 等 合 計		6,142
中 間 純 利 益		14,366

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として、国内株式及び国内投資信託については中間決算期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに直近算定期間の状況など将来見込みに必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,139百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 株価変動リスク・ヘッジ

その他有価証券のうち、政策投資目的で保有する株式の相場変動リスクをヘッジするため、株式

先渡取引をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジの有効性評価については、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等との相関関係を検証する方法により行っております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の影響が続いておりますが、政府の経済対策にも支えられ徐々に経済活動等は回復するものと見ております。しかしながら、業種によっては売上減少など業績への影響が残るものと想定し、当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、上記の影響を受けると見込まれる債務者の足許の業績悪化の状況を債務者区分に反映させ、貸倒引当金を計上しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りに用いた仮定については、前連結会計年度から重要な変更はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 4,074百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は884百万円、延滞債権額は77,796百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は113百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,891百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,686百万円であります。

なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で

自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,588 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,387,683 百万円
貸出金	1,088,422 百万円

担保資産に対応する債務

預金	16,269 百万円
売現先勘定	89,095 百万円
債券貸借取引受入担保金	117,744 百万円
借入金	1,923,745 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 4,012 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金 43,562 百万円、保証金・敷金 2,478 百万円、公金事務等取扱担保金 2,029 百万円、金融商品等差入担保金 1,076 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,651,474 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 816,080 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1 画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 83,258 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 84,989 百万円であります。

12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 1,312 百万円であります。

13. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、11.80% であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 7,923 百万円及び償却債権取立益 423 百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 3,707 百万円、貸出金償却 879 百万円、株式等売却損 748 百万円を含んでおります。

3. 「特別損失」には、固定資産処分損 147 百万円を含んでおります。

また、店舗統廃合等を決定し投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について 590 百万円の減損損失を計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、建物 305 百万円、土地 250 百万円、動産 27 百万円、借地権 8 百万円であります。

稼働資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	債券	82,015	83,062	1,047
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	82,015	83,062	1,047
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	82,015	83,062	1,047
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	債券	8,474	8,364	△109
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	8,474	8,364	△109
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	8,474	8,364	△109
合計	90,489	91,426	937	

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2020年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	2,541
関連法人等株式	—
合計	2,541

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（2020年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	192,283	78,743	113,539
	債券	1,222,087	1,222,834	9,253
	国債	166,105	163,521	2,584
	地方債	698,223	694,751	3,472
	社債	357,759	354,562	3,197
	その他	634,842	586,974	47,867
	外国債券	418,255	392,350	25,905
	その他	216,586	194,624	21,962
	小計	2,049,213	1,878,552	170,660
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	19,362	25,545	△6,182
	債券	272,488	275,172	△2,683
	国債	98,884	101,034	△2,149
	地方債	91,028	91,086	△58
	社債	82,576	83,051	△474
	その他	271,462	283,655	△12,192
	外国債券	121,903	123,462	△1,559
	その他	149,559	160,192	△10,632
	小計	563,314	584,372	△21,058
合計		2,612,527	2,462,925	149,601

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,631
外国株式	0
組合出資金	19,431
信託受益権	878
合計	22,941

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当中間期における減損処理額は、1,219百万円（うち、株式1,219百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告14号 2019年7月4日）の趣旨に基づき、当中間期末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（2020年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年9月30日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	13,389	百万円
退職給付引当金	7,197	
有価証券	1,262	
固定資産減損損失	986	
賞与引当金	750	
減価償却費	675	
睡眠預金払戻損失引当金	554	
その他	3,213	
繰延税金資産小計	28,030	
評価性引当額	△2,501	
繰延税金資産合計	25,528	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△44,683	
退職給付信託設定額	△4,467	
その他	△773	
繰延税金負債合計	△49,924	
繰延税金負債の純額	△24,395	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 861円28銭

1株当たりの中間純利益金額 19円87銭

(重要な後発事象)

(現物配当による子会社の異動)

当行は、2020年11月9日付の臨時株主総会決議により、当行の完全子会社である株式会社常陽クレジット（以下「常陽クレジット」）の全株式を、2021年4月1日付で、当行の完全親会社である株式会社めぶきフィナンシャルグループ（以下「めぶきフィナンシャルグループ」）に、現物配当として交付することを決定いたしました。これにより、常陽クレジットはめぶきフィナンシャルグループ直接保有の完全子会社となり、当行の子会社に該当しなくなる予定であります。

信託財産残高表(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
信 託 受 益 権	31	金 銭 信 託	1,361
有 形 固 定 資 産	2,210	包 括 信 託	2,626
無 形 固 定 資 産	182		
そ の 他 債 権	10		
銀 行 勘 定 貸	1,325		
現 金 預 け 金	227		
合 計	3,988	合 計	3,988

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産 一百万円
 3. 元本補てん契約のある信託の貸出金は、該当ありません。

元本補てん契約のある信託の内訳は、次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	1,312	元 本	1,312
		そ の 他	0
計	1,312	計	1,312

- (注) 貸付信託は取り扱っておりません。

第130期 中間決算公告

2020年12月22日

水戸市南町2丁目5番5号
株式会社 常陽銀行
取締役頭取 笹島 律夫

中間連結貸借対照表（2020年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,645,119	預 金	9,386,833
コールローン及び買入手形	11,660	譲 渡 性 預 金	117,941
買 入 金 銭 債 権	4,612	コールマネー及び売渡手形	20,003
特 定 取 引 資 産	10,792	売 現 先 勘 定	89,095
有 価 証 券	2,726,473	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	117,744
貸 出 金	6,856,247	特 定 取 引 負 債	1,610
外 国 為 替	12,447	借 用 金	1,924,014
そ の 他 資 産	79,600	外 国 為 替	530
有 形 固 定 資 産	79,581	信 託 勘 定 借	1,325
無 形 固 定 資 産	7,697	そ の 他 負 債	57,633
繰 延 税 金 資 産	684	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,652
支 払 承 諾 見 返	13,664	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	5
貸 倒 引 当 金	△ 39,104	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,823
投 資 損 失 引 当 金	△ 291	ポ イ ン ト 引 当 金	194
		利 息 返 還 損 失 引 当 金	3
		偶 発 損 失 引 当 金	1,046
		繰 延 税 金 負 債	19,766
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	8,646
		負 の の れ ん	511
		支 払 承 諾	13,664
		負 債 の 部 合 計	11,770,048
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	85,113
		資 本 剰 余 金	59,705
		利 益 剰 余 金	380,884
		株 主 資 本 合 計	525,703
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	104,930
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 205
		土 地 再 評 価 差 額 金	13,522
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 4,813
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	113,433
		純 資 産 の 部 合 計	639,137
資 産 の 部 合 計	12,409,185	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,409,185

中間連結損益計算書 (2020年4月 1日から
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		68,860
資金運用収益	44,619	
(うち貸出金利息)	(30,215)	
(うち有価証券利息配当金)	(14,054)	
信託報酬	12	
役務取引等収益	14,013	
特定取引収益	129	
その他業務収益	449	
その他経常収益	9,635	
経常費用		45,912
資金調達費用	2,036	
(うち預金利息)	(739)	
役務取引等費用	3,057	
その他業務費用	363	
営業経費	32,089	
その他経常費用	8,364	
経常利益		22,948
特別利益		27
固定資産処分益	27	
特別損失		738
固定資産処分損失	147	
減損損失	590	
税金等調整前中間純利益		22,237
法人税、住民税及び事業税	7,123	
法人税等調整額	△ 401	
法人税等合計		6,722
中間純利益		15,514
親会社株主に帰属する中間純利益		15,514

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社
 会社名 常陽コンピューターサービス株式会社
 常陽信用保証株式会社
 株式会社常陽クレジット
 常陽ビジネスサービス株式会社
 株式会社常陽産業研究所
 常陽施設管理株式会社

なお、常陽ビジネスサービス株式会社は、2020年9月30日付で解散し、現在清算手続中であります。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 2社
 会社名 いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合
 つくばエクシード投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
 ② 持分法適用の関連法人等 0社
 ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社
 会社名 いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合
 つくばエクシード投資事業有限責任組合
 ④ 持分法非適用の関連法人等 4社
 会社名 いばらき絆投資事業有限責任組合
 いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合
 いばらき創生ファンド投資事業有限責任組合
 めぶき地域創生投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
 9月末日 6社

4. 負ののれんの償却に関する事項

20年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、原則として、国内株式及び国内投資信託については中間連結決算期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒

実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに直近算定期間の状況など将来見込みに必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 15,955 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行並びに連結される子会社及び子法人等のうち 1 社が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等のうち 1 社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認

会計士協会業種別監査委員会報告第25号（2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

③ 株価変動リスク・ヘッジ

当行のその他有価証券のうち、政策投資目的で保有する株式の相場変動リスクをヘッジするため、株式先渡取引をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジの有効性評価については、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等との相関関係を検証する方法により行っております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

なお、当行の一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、当行については現金及び日本銀行への預け金であり、連結される子会社及び子法人等については、現金及び預け金（定期預け金を除く）であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(17) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当行及び連結される子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（新型コロナウイルス感染症の影響）

新型コロナウイルス感染症の影響が続いておりますが、政府の経済対策にも支えられ徐々に経済活動等は回復するものと見ております。しかしながら、業種によっては売上減少など業績への影響が残るものと想定し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、上記の影響を受けると見込まれる債務者の足許の業績悪化の状況を債務者区分に反映させ、貸倒引当金を計上しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りに用いた仮定については、前連結会計年度から重要な変更はありません。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）1,539百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,002百万円、延滞債権額は78,184百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は113百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,891百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は92,192百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,588百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,387,683百万円
貸出金	1,088,422百万円

担保資産に対応する債務

預金	16,269百万円
売現先勘定	89,095百万円
債券貸借取引受入担保金	117,744百万円
借入金	1,923,745百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券4,012百万円を差し入れております。

なお、その他資産には、中央清算機関差入証拠金43,562百万円、公金事務等取扱担保金2,029百万円、保証金・敷金1,127百万円、金融商品等差入担保金1,076百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,659,616百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが811,091百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 87,088百万円
 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は84,989百万円であります。
 12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,312百万円であります。
 13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、12.33%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益7,923百万円及び償却債権取立益644百万円を含んでおります。
 2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,535百万円、貸出金償却1,466百万円、株式等売却損748百万円を含んでおります。
 3. 「減損損失」は、店舗統廃合等を決定し投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、建物305百万円、土地250百万円、動産27百万

円、借地権 8 百万円であります。

当行並びに連結される子会社及び子法人等の稼働資産については、営業用店舗等を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2020 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2) 参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	2,645,119	2,645,119	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	91,089	92,026	937
その他有価証券	2,612,422	2,612,422	—
(3) 貸出金	6,856,247		
貸倒引当金 (* 1)	△34,624		
	6,821,622	6,905,704	84,081
資産計	12,170,254	12,255,273	85,019
(1) 預金	9,386,833	9,386,986	△153
(2) 譲渡性預金	117,941	117,942	△0
(3) 借入金	1,924,014	1,924,014	—
負債計	11,428,789	11,428,943	△153
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,641	1,641	—
ヘッジ会計が適用されているもの	2,099	2,099	—
デリバティブ取引計	3,741	3,741	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出された現在価格を時価としております。その割引率は、格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率に基づいて算出しております。

保有する全ての証券化商品は、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、または格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率及び回収率に基づいて算出した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3)借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）、株式関連取引（株式先渡取引等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	2,645
② 組合出資金(*3)	19,438
③ 信託受益権(*1)	878
合 計	22,961

(*1)非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)当中間連結会計期間における非上場株式の減損処理は1百万円であります。

(*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2020年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	82,315	83,362	1,047
	国債	—	—	—
	地方債	300	300	0
	社債	82,015	83,062	1,047
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	82,315	83,362	1,047
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	8,774	8,664	△109
	国債	—	—	—
	地方債	299	299	△0
	社債	8,474	8,364	△109
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	8,774	8,664	△109
合計		91,089	92,026	937

2. その他有価証券（2020年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	192,283	78,731	113,551
	債券	1,222,087	1,212,834	9,253
	国債	166,105	163,521	2,584
	地方債	698,223	694,751	3,472
	社債	357,759	354,562	3,197
	その他	634,842	586,974	47,867
	外国債券	418,255	392,350	25,905
	その他	216,586	194,624	21,962
	小計	2,049,213	1,878,540	170,672
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	19,362	25,545	△6,182
	債券	272,488	275,172	△2,683
	国債	98,884	101,034	△2,149
	地方債	91,028	91,086	△58
	社債	82,576	83,051	△474
	その他	271,462	283,655	△12,192
	外国債券	121,903	123,462	△1,559
	その他	149,559	160,192	△10,632
小計	563,314	584,372	△21,058	
合計		2,612,527	2,462,912	149,614

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,219百万円（うち、株式1,219百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日）の趣旨に基づき、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（2020年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年9月30日現在）

該当ありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 884円11銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 21円46銭

（重要な後発事象）

（現物配当による子会社の異動）

当行は、2020年11月9日付の臨時株主総会決議により、当行の完全子会社である株式会社常陽クレジット（以下「常陽クレジット」）の全株式を、2021年4月1日付で、当行の完全親会社である株式会社めぶきフィナンシャルグループ（以下「めぶきフィナンシャルグループ」）に、現物配当として交付することを決定いたしました。これにより、常陽クレジットはめぶきフィナンシャルグループ直接保有の完全子会社となり、当行の子会社に該当しなくなる予定であります。